静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第15号

静岡県手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県手数料徴収条例施行規則（平成12年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>
（指定試験機関等への手数料の納付）
第３条　条例第５条に規定する手数料は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、当該手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる指定試験機関等に納付するものとする。
<table>
<tr><th>条例別表の項</th><th>手数料の名称</th><th>指定試験機関等の名称</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>144の８の項</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>144の13の項</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
（指定試験機関等への手数料の納付）
第３条　条例第５条に規定する手数料は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、当該手数料は、それぞれ同表の右欄に掲げる指定試験機関等に納付するものとする。
<table>
<tr><th>条例別表の項</th><th>手数料の名称</th><th>指定試験機関等の名称</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>144の８の項</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td><u>144の10の項</u></td><td><u>介護支援専門員再研修手数料</u></td><td><u>知事が介護保険法第69条の33第１項に基づき指定している指定研修実施機関</u></td></tr>
<tr><td>144の13の項</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。